

障害児者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

7 月 11 日（日）をもって兵庫県は「まん延防止等重点措置区域」から解除されましたが、新規感染者数は下げ止まりつつあることや、変異株の拡大が懸念される中、新たな感染拡大の波が押し寄せる可能性は十分に考えられます。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を最優先として取り組んでいく必要があるため、下記のとおり「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しました。

皆様には長期に渡って感染拡大防止の取り組みを実施していただいているところではありますが、引き続き感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. 令和 3 年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針第 3 弾（改定）」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin3kaitei.html>

10. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ① 検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ② マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- ③ 面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合であっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④ 原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤ 施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査についてはワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

2. 定期的な PCR 検査の積極的な活用

市内の高齢者及び障害者関係施設等（入所系・通所系施設）でのワクチン接種が実施されるまでの間、当該施設等における直接介護等に従事する職員の定期的 PCR 検査を実施しています。積極的にご活用ください

https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kourei/teikiteki_pcr.html